

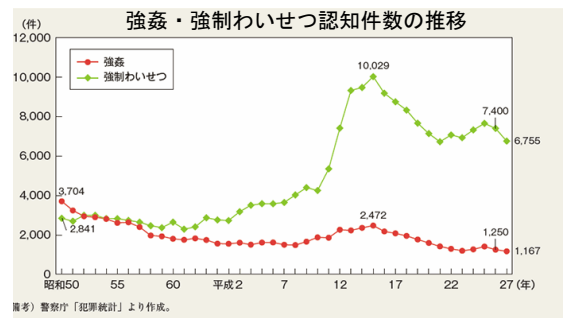
ハートパル

2017年
10月
185号

性犯罪を厳罰化する改正刑法が 施行されました！ (平成 29 年 7 月 13 日施行)

性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪です。

性犯罪の厳正な対処をするために、「刑法の一部を改正する法律」が 7 月 13 日に施行されました。性犯罪に関する刑法の大幅な改正は、明治 40 年の制定以降初めてで、110 年ぶりです。主な変更点を以下に紹介します。



(1) 「強姦罪」の構成要件および法定刑の見直し等

- ・暴力や脅迫によって無理やり性行為をする「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に変更された。
- ・法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年とし、同罪に係る致死量の罪の法定刑の下限を懲役 5 年から 6 年となった。
- ・これまでは女性に限定されていた被害者に男性を含め、性交類似行為も処罰の対象となった。

(2) 「監護者わいせつ罪」と「監護者性交等罪」を新設

- ・18 歳未満の子供に対し、親など監護・保護する立場の人がその影響力を利用して、わいせつな行為や性交等をした場合に処罰できるようになった。
- ・わいせつ行為は 6 か月以上 10 年以下の懲役、性行為は 5 年以上の有期懲役に処される。

(3) 「強盗強姦罪」の構成要件の見直し等

- ・強盗行為と強制性交等の両方をした場合、改正前は犯行の順番によって刑罰に差があったが、今回の改正で「強盗・強制性交罪」を新設し、犯行の順番に関わらず「無期または 7 年以上の懲役」に統一した。

(4) 強姦罪等の非親告罪化

- ・従来の強姦罪や準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とする。
- ・わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐等も非親告罪とする。

国は、性犯罪・性暴力被害者支援のための支援センターを各都道府県に最低 1 か所設置するよう進めています。長崎県でも、『性暴力被害者支援 サポートながさき』が設置され、専門家の女性相談員が常駐し、電話や来所で相談に応じています。(連絡先は裏面をご覧ください)

書籍紹介



ある日突然、見知らぬ男らに強姦された。その経験を社会の理解のためにと書かれた本です。



「性犯罪被害にあうということ」「性犯罪被害とたたかうということ」

著者：小林美香
出版社：朝日新聞出版

参加者募集!

もう一度働きたいあなたのために



原則4日間参加
託児あり 手話通訳あり

女性のための 就活応援セミナー

「結婚・出産・育児、介護で仕事を辞めたけれど、そろそろ仕事に復帰したい…」、
「経済的に自立したいので働きたい…」そんなあなたの再就職を応援します。

第1回 11/7(火) 9:30~12:00

『就活のコツ』(就職活動の進め方など)

第2回 11/14(火) 9:30~12:00

『履歴書の書き方、面接時の注意事項』
(履歴書も面接も第1印象が決め手!)

第3回 11/24(金) 10:00~12:00

『Word 基礎編』(文章を作ってみましょう)

第4回 12/1(金) 10:00~12:00

『Excel 基礎編』(表計算に挑戦してみましょう)

- 会場 男女共同参画推進センター
(総合福祉センター3階)
- 対象 就職を希望する市内在住の女性
- 受講料 無料
- 定員 15名(先着順)
※原則4日間参加可能な方
- 託児 1歳から未就学児まで ※要予約
- 申込方法 電話、メール、FAXのいずれかで下記までお申し込みください
- 申込〆切 11月1日(水)

参加者募集!

DV防止講座

~大切な人を守るために、
暴力について
みんなで考えたい~

配偶者や恋人間で行なわれる暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)をなくすために一緒に考えてみませんか。

日時: 11月21日(火) 13:30~15:00

場所: 大村市コミュニティセンター 第3会議室

講師: 中田慶子(NPO法人DV防止ながさき理事長)

対象: 市内在住・在勤者

定員: 50人(先着順)

手話通訳あり

託児: 1歳から未就学児まで。要予約、11/14締切

申込方法: 電話またはFAX、メールで下記まで。

申込締切: 11月14日(火)

性暴力被害者支援

サポートながさき

性暴力(レイプ、わいせつ行為等)の被害にあわれた方の専門サポート機関です。専門の女性相談員が、心とからだを守るための支援をおこないます。相談は無料、秘密は厳守します。

性暴力被害相談専用ホットライン

☎ 095-895-8856

相談受付 9:30~17:00

(土・日・祝日、年末年始を除く)



男女共同参画推進センター

女性のための相談室



0957-54-8715

秘密は守ります
無料です

・電話相談 ・面接相談(できれば事前にお電話を)

・月曜~金曜 午前9時~午後5時

【連絡先・問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL: 0957-54-8715 FAX: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

[利用時間 9:00~22:00 問合せ時間 8:30~17:30]

